

# 泉大津市放課後児童健全育成事業運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、泉大津市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、必要な事項を定め、もって、下校後保護者が家庭にいない児童に対し、安全保護と生活指導を行い、その健全育成を図ることを目的とする。

## (名称及び位置)

第2条 泉大津市が実施する放課後児童健全育成事業（以下「仲よし学級」という。）の名称と位置は、別表のとおりとする。

## (運営方針)

第3条 仲よし学級においては、児童の状況を把握し、家庭、地域等との連携の下、家庭的な雰囲気の中で、社会における生活を嘗むにあたり必要な基礎的習慣の習得を図り、望ましい友人関係の助長、互助協力の態度を通じて、道徳性・社会性・自主自律の精神を養うこととする。

2 仲よし学級の運営に際しては、地域との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、仲よし学級の運営内容を適切に説明するよう努めるものとする。

3 仲よし学級の運営については、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 前3項のほか、児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）及び泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉大津市条例第16号。以下「条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## (職員)

第4条 仲よし学級に、省令第10条第1項に規定する支援員及び同条第2項に規定する補助員を置く。

2 職員の配置員数については、省令第10条第2項の規定によるものとする。

3 職員の職務は、おおむね次のとおりとする。

### (1) 放課後児童支援員

ア 児童の安全確保及び健康管理、情緒の安定を図ること

イ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を養うこと

ウ 学校及び保護者との連絡調整に関すること

エ 市長が定める諸帳簿の作成及び整理、保管に関すること

オ 児童虐待の早期発見に努め、担当課、児童相談所等の関係機関と連携して対応を図ること

カ その他市長が定める業務に関すること

### (2) 補助員 放課後児童支援員が行う業務の補助に関するこ

## (開設日及び開設時間)

第5条 開設日は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次の各号に該当する日については閉設日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 3月31日（その日が前1号から2号に該当する場合は、その前日とする。）

2 仲よし学級の開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日（次号に規定する学校休業日を除く。）

放課後から午後6時

- (2) 土曜日及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定により泉大津市教育委員会が定める学校休業日

午前8時から午後6時

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開設日及び開設時間を変更することができる。

（会費）

第6条 仲よし学級を利用した児童の保護者は、市長が定める納付期日までに会費を納付しなければならない。

2 会費の額は、月額6,000円とする。

3 同一世帯で2人以上の児童が仲よし学級に入会する場合の会費の額は、最初に仲よし学級に入会した児童（2人以上の児童が同時に入会したときは、そのうちの1人）を除き、第2項に規定する会費の額又は次条により算定した会費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

4 会費の納付期日は、利用月の翌月末日とする。（会費の納付期日が休日又は土曜日にあたるときはその翌日をもって納付期日とする。）

5 第1項に規定する会費のほか、仲よし学級を利用した児童の保護者は、当該利用に係るおやつ代及び教材費（以下「教材費等」という。）を負担しなければならない。

6 教材費等の額は、月額1,000円とする。

7 第2項から第4項まで及び前項の規定にかかわらず、長期休業期間限定で開設するクラブに係る会費の額、会費の納付期日及び教材費等の額については、市長が別に定める。

8 既納の会費及び教材費等は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（会費の減免）

第7条 市長は、利用児童の属する世帯が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第2項に規定する会費の額から当該各号に定める割合を減額又は免除することができる。

- (1) 入会年度の前年度市府民税において均等割のみの課税世帯 5割
- (2) 入会年度の前年度市府民税において非課税の世帯 7割
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯 7割
- (4) その他市長が必要と認める場合 市長が定める額

（延長保育）

第8条 第5条第2項に規定する開設時間（土曜日を除く。）に加えて、保育の必要性があると認められる児童については、午後6時から午後7時まで延長保育を利用することができる。

### (延長保育料)

第9条 延長保育を利用した児童の保護者は、市長が定める納付期日までに延長保育料を納付しなければならない。

2 延長保育料は、1回の利用につき200円（月額上限2,000円）とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会している場合で、会費の減免を受けている児童については、1回の利用につき100円（月額上限1,000円）とする。

3 延長保育料の納付期日は、会費の納付期日と同日とする。

### (定員)

第10条 仲よし学級の定員は、1クラブあたりおおむね40名とする。

### (通常の事業の実施地域)

第11条 各仲よし学級における通常の事業の実施地域は、各仲よし学級が位置する小学校区とし、その範囲は泉大津市立小・中学校の通学区域に関する規則（昭和44年泉大津市教育委員会規則第11号）第2条及び第3条に定める通学区域とする。

### (対象児童)

第12条 仲よし学級に入会できる児童は、次の各号全てに該当する者とする。ただし、特別な事由があると市長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 本市小学校に就学し、又は市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で本市小学校以外（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）に就学している者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校の第1学年から第6学年又は特別支援学校の小学部第1学年から第6学年までに在籍している者
- (3) 保護者が就労、疾病その他の理由により、小学校の放課後、又は土曜日及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定により泉大津市教育委員会が定める学校休業日において、家庭で適切な監護を受けられない者

### (対象児童の利用基準)

第13条 前条の対象児童において、仲よし学級を利用することができる基準は、児童の父母、同居の親族その他の保護者が次の各号のいずれかの事由に該当することにより、当該児童を監護することができない、又は監護することが困難であると認められる場合とする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること
- (2) 居宅内、又は居宅が存する敷地内で児童と離れて日常の家事以外で労働することを常態としていること
- (3) 妊娠中又は出産後間がない状態にあること
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- (5) 長期にわたり疾病にかかった状態にある者、又は精神若しくは身体に障害を有する者を常時介護していること
- (6) その他市長が、当該児童を監護することができない、又は監護することが困難であると特に認める状態であること

### (利用の手続)

第14条 仲よし学級を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する仲よし学級に係る市長の承認を受けようとする児童の保護者は、仲よし学

級入会申請書（様式第1号）に、就労証明書（様式第2号）のほか、市長が必要と認める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（入会の決定）

第15条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、入会を決定したときは仲よし学級入会許可決定通知書（様式第3号）により、入会を不許可とするときまたは待機させるとときは、仲よし学級入会不許可通知書（様式第4号）により申請を行った保護者に通知するものとする。

2 入会の許可の対象となる実施場所は、当該許可を受けようとする児童の住所地の属する小学校の校区に所在する実施場所とする。（行政協定及び区域外就学による在籍児童は、その在籍する小学校の校区に所在する実施場所とする。）ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

（入会許可の取消し等）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童の入会許可を取り消し、又は出席を停止することができる。

- (1) 正当な理由がなく、欠席が引き続き2月を超えるとき
- (2) 入会理由が消滅したと認められるとき
- (3) 会費の滞納が、市長が定める納付期日から引き続き2月を超えるとき
- (4) その他仲よし学級の運営上支障があると市長が認めるとき

2 前項の規定により入会許可の取り消し、又は出席を停止するときは、仲よし学級入会取消・出席停止通知書（様式第5号）により児童の保護者に通知するものとする。

（退会）

第17条 仲よし学級を退会しようとする児童の保護者は、あらかじめ退会届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（休会）

第18条 仲よし学級を休会しようとする児童の保護者は、あらかじめ休会届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（届出）

第19条 児童の保護者は、第14条の申請書の記載事項に変更があったときは記載事項変更届出書（様式第8号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 第7条に規定する会費の減免を受けようとする児童の保護者は、仲よし学級会費減免申請書（様式第9号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（会費の額の通知）

第20条 会費の額に変更があったときは、市長は、速やかに、これを仲よし学級会費金額変更通知書（様式第10号）により児童の保護者に通知しなければならない。

（督促状）

第21条 市長は、会費を納付期日までに納めない者があるときは、督促状（様式第11号）により納付期日を指定して通知するものとする。

（指導管理者）

第22条 市長は、仲よし学級の適切な運営を図るため、それぞれの学級に指導管理者を設置する。

(緊急時等の対応)

第23条 利用者に対する支援の提供による事故等の緊急事態が発生した場合は、支援員及び補助員は、速やかに、市、学校、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第24条 仲よし学級における非常災害対策については、省令第6条に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第25条 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待の予防及び早期発見のため、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の解決)

第26条 常に、その提供する支援に関する利用者等からの苦情の適切な解決に努めるものとする。

2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 業務上知り得た利用者等の個人情報については、泉大津市個人情報保護条例（平成10年泉大津市条例第11号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前になされた仲よし学級の入会に関する手続その他の行為は、この規程の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置	
戎仲よし学級	泉大津市河原町3-7	(戎小学校内)
旭仲よし学級	泉大津市昭和町2-27	(旭小学校内)
穴師仲よし学級	泉大津市我孫子1-12-10	(穴師小学校内)
上條仲よし学級	泉大津市東助松町3-13-1	(上條小学校内)
浜仲よし学級	泉大津市小松町5-6	(浜小学校内)
条東仲よし学級	泉大津市千原町2-12-1	(条東小学校内)

条南仲よし学級	泉大津市宮町9-1	(条南小学校内)
楠仲よし学級	泉大津市我孫子2-4-7	(楠小学校内)

(第14条関係)

(様式第1号)

令和 年 月 日

## 令和 年度 仲よし学級入会申請書

泉大津市長様

〒

住 所

フリガナ

保護者氏名

電話番号

下記の通り仲よし学級入会を申請します。

併せて、仲よし学級運営事務に關し、必要に応じて当世帯の住民基本台帳の閲覧及び課税状況等の調査について同意します。

入会児童欄	フリガナ 氏名	性別	男・女	<input type="checkbox"/> 令和 年度在籍 <input type="checkbox"/> 令和 年度から新入会	
	① 利用希望の小学校について (いずれかに○をしてください)	生年月日	平成 年 月 日		
		学年	令和 年 月 現在 年生		
	② 利用希望の曜日について (土曜日の利用は、保護者の方が土曜日に勤務のある方に限ります。)	月・火・水・木・金・土			
	③ 延長保育(午後6時～午後7時)の利用について (土曜日は、延長保育を実施していません。)	利用する	利用しない		
	④ 午後5時の一斉下校について	希望する	希望しない		
	⑤ 「一斉下校を希望しない」場合のお迎え時間について	お迎え時間 午後 時 分			
	⑥ 持病はありますか(アレルギー等)	無・有( )			
	⑦ 身体障がい者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当を受けていますか	無・有 身体障がい者手帳( 級) 無・有 療育手帳( A・B1・B2 ) 無・有 特別児童扶養手当( 級)			
	⑧ 発達の障がいなど	無・有 ADHD・LD・広汎性発達障害・( )			
⑨ その他気になる点	( )				
同居者欄 (児童本人を除く)	フリガナ 氏名	続柄	生年月日(年齢)	勤務先 学校名(学年)等 (R.4.1時点の学年をご記入ください)	電話
			大・昭・平・令(歳) ・・		担当部署: 携帯電話:
			大・昭・平・令(歳) ・・		担当部署: 携帯電話:
			大・昭・平・令(歳) ・・		担当部署: 携帯電話:
			大・昭・平・令(歳) ・・		担当部署: 携帯電話:
			大・昭・平・令(歳) ・・		担当部署: 携帯電話:
入会理由	<input type="checkbox"/> 保護者が就労のため <input type="checkbox"/> その他(詳しく記入してください)			ひとり親世帯	該当する場合は <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

↓ 携帯電話などを必ず2つご記入ください。また変更があった場合は早急にご連絡ください。

緊急連絡先①	電話番号	続柄	氏名
緊急連絡先②	電話番号	続柄	氏名

受付印

事務局記入欄	受付	就労/診断	地図	住基	名簿	審査	仲よし	保護者
	課.( )	仲よし 保育所・幼稚園 認定こども園	自払 減額		保険			

(第14条関係)

(様式第2号)

学校名 小学校 令和 年4月現在  
児童名 ( 年生 )  
児童名 ( 年生 )

この証明書は、令和 年度仲よし学級入会申請書の添付書類として、泉大津市に提出するものです。

以下の太枠内は、必ず事業所が記入の上、押印（スタンプ印不可）してください。

(様式第2号)

令和 年 月 日

## 就労証明書

泉大津市長 様

所在地

事業所名

スタンプ印不可

(印)

代表者名

スタンプ印不可

(印)

電話番号

下記のとおり証明します。

勤務者氏名						
勤務者自宅住所						
勤務先名称						
勤務先住所	電話番号					
勤務形態	常勤・パート・アルバイト・自営・派遣・その他( )					
仕事の内容						
勤務時間	平日	午前 午後	時	分から	午前 午後	時 分
		(1日)	時間			分)
勤務時間	土曜日	1. 勤めが休み				
		2. 午前 午後	時	分から	午前 午後	時 分
		(1日)	時間	分)		
勤務日数	日/週	通常の勤務日	月・火・水・木・金・土・日・シフト制			
採用年月日	年 月 日			<input type="checkbox"/> 在職	・	<input type="checkbox"/> 採用内定(注1)

(注1) 採用内定での証明は、勤務開始後すぐに在職に☑を入れた証明書を再提出してください。

(注2) 不明点や緊急時には、勤務先に問い合わせする場合もありますので、ご了承ください。

(注3) 産休・育休中の方は、裏面にもご記入願います。

(裏面)

**勤務者が産休・育休中の場合はご記入ください。**

産前産後休暇	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
育児休暇法等に基づく育児休業期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
復帰予定日	令和 年 月 日復帰		

泉大津市長

## 仲よし学級入会許可通知書

仲よし学級の入会について、泉大津市放課後児童健全育成事業運営要綱第15条の規定により、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

児童氏名											
保護者氏名											
児童クラブ名											
入会期間											
学校 学年						性別	生年月日				
利用希望月負 担月額(円)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	1月	2月	3月
備考											

## 【留意事項】

- この通知書の内容に誤りがある場合、住所を変更された場合はすみやかに右記までご連絡ください。
- この通知書は、大切に保管してください。

## 【問い合わせ先】

泉大津市東雲町9番12号  
泉大津市教育委員会事務局教育部スポーツ青少年課  
電話 0725-33-1131

泉大津市長

## 仲よし学級入会不許可通知書

泉大津市放課後児童健全育成事業運営要綱第15条の規定により、下記のとおり、通知します。

児童氏名				
保護者氏名				
学校			学年	
児童クラブ名				
不承諾年月日		性別	生年月日	
不承諾理由				
備考				

**【留意事項】**

- 1.この通知書の内容に誤りがある場合、住所を変更された場合はすみやかに右記までご連絡ください。
- 2.この通知書は、大切に保管してください。

**【問い合わせ先】**

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市教育委員会事務局教育部スポーツ青少年課  
電話 0725-33-1131

【様式第5号】

年 月 日

泉大津市長

## 仲よし学級入会取消・出席停止通知書

泉大津市放課後児童健全育成事業運営要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり、通知します。

児童氏名				
保護者氏名				
学校			学年	
児童クラブ名				
退会年月日		性別		生年月日
退会理由				
備考				

### 【留意事項】

- この通知書の内容に誤りがある場合、住所を変更された場合はすみやかに右記までご連絡ください。
- この通知書は、大切に保管してください。

### 【問い合わせ先】

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市教育委員会事務局教育部スポーツ青少年課  
電話 0725-33-1131

第17条関係

(様式第6号)

令和 年 月 日

退会届出書

泉大津市長様

住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記理由により、申よし学級を退会いたします。

児童氏名		性別	男・女	学校名	小学校
				学年	年生
退会理由					

\* 以下は記入しないでください。

退会年月日	令和 年 月 日	番号
備考		

第18条関係

(様式第7号)

令和 年 月 日

休会届出書

泉大津市長様

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記理由により、仲よし学級を休会いたします。

児童氏名		性別	男・女	学校名	小学校		
				学年	年生		
休会期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
休会理由							

\* 以下は記入しないでください。

休会年月日	令和 年 月 日	番号	
備考			

第19条関係

(様式第8号)

令和 年 月 日

記載事項変更届出書

泉大津市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、申請書の内容を変更いたします。

児童氏名	性別	男・女	学校名	小学校	
			学年	年生	
変更前		変更後			
変更内容					

\* 以下は記入しないでください。

変更年月日	令和 年 月 日	番 号	
備 考			

第19条関係

(様式第9号)

令和 年 月 日

## 令和 年度仲よし学級会費減免申請書

泉大津市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

小学校 年(令和 年 月現在)

入会児童氏名 \_\_\_\_\_

小学校 年(令和 年 月現在)

入会児童氏名 \_\_\_\_\_

減額を受けようとする理由（必ず証明書原本を添付してください）

- 年度市府民税非課税世帯（ 年中の所得に対するもの）
- 年度市府民税均等割のみ課税世帯（ 年中の所得に対するもの）
- 生活保護世帯

\*以下の事項は記入しないでください。

判 定

減額規定に 1. 該当する

2. 該当しない

減額後の会費
円

泉大津市長

## 仲よし学級会費金額変更通知書

泉大津市放課後児童健全育成事業運営要綱第20条の規定により、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

児童氏名					
保護者氏名					
児童クラブ名					
学校				学年	
減免期間			性別		生年月日
負担月額 (減免後)		負担月額 (減免前)			
備考					

**【留意事項】**

- この通知書の内容に誤りがある場合、住所を変更された場合はすみやかに右記までご連絡ください。
- この通知書は、大切に保管してください。

**【問い合わせ先】**

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市教育委員会事務局教育部スポーツ青少年課  
電話 0725-33-1131

## 第21条関係

(様式第11号 その1)

令和 年 月 日

泉大津市長

## 督 促 状

平素は仲よし学級の運営に対し、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、先に通知しております下記の仲よし学級会費を納めていただいておりませんので、納期限までに納めていただきますよう督促します。

なお、この通知が届く前に納めていただいている場合は、行き違いでご了承ください。

記

児童氏名

未納年月 令和 年度

円

未納額合計

円

納付期限 令和 年 月 日

## 第21条関係

(様式第11号 その2)

令和 年 月 日

泉大津市長

## 督 促 状

平素は仲よし学級の運営に対し、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、先に通知しております下記の仲よし学級会費を納めていただいておりません。このままお納めいただけない場合は、退会していただくことになりますので、納期限までに納めていただきますよう再度督促します。

なお、銀行等で納めていただいた場合、入金確認ができるまでに7~8営業日程かかることがございます。その為、この通知が届く前に納めていただいておりましたら、行き違いですのでご了承ください。

記

児童氏名

未納年月 令和 年度

円

未納額合計 円

納付期限 令和 年 月 日

## 第21条関係

(様式第11号 その3)

令和 年 月 日

泉大津市長

## 督 促 状

令和 年 月 日付で督促状を送付しておりますが、未だ下記の仲よし学級会費を納めていただいておりません。

このまま納めていただけない場合は、泉大津市放課後児童健全育成事業運営要綱第16条の規定により、令和 年 月末日をもって出席停止処分となりますので、至急納付してください。

なお、この通知が届く前に納めていただいている場合は、行き違いでご了承ください。

記

### 内訳

児童氏名	
令和 年度	円
未納額合計	円
最終納付期限	令和 年 月 日